

徳島県公安委員会規則第四号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「及び一隊」及び「高速道路交通警察隊」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 交通指導課に、高速道路交通警察隊を置く。

第十九条に次の二号を加える。

四 高速道路（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十二条第一項に規定する自動車専用道路をいう。次号において同じ。）における交通警察に関すること。

五 高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務に関すること。

第十九条に次の一項を加える。

2 高速道路交通警察隊は、前項に掲げる事務のうち第四号及び第五号の事務をつかさどる。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十八條第三項本文中「人材育成推進室」の下に「、高速道路交通警察隊」を加え、同項の表人材育成推進室の部の次に次のように加える。

高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊長	上司の命を受けてその所掌に属する事務を掌理する。	警	視
	指導官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警	部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警	部

第二十八條第四項の表留置管理課の部留置管理官の項及び地域課の部地域管理官の項中「の統括」を削り、同表鑑識課の部鑑識調査官の項の前に次のように加える。

鑑識管理官	重要特殊事件等の現場鑑識及び鑑定 ・検査手続に関すること。	警	視
-------	----------------------------------	---	---

第二十八条第四項の表交通指導課の部交通捜査調査官の項の前に次のように加える。

交通指導管理官	交通の指導及び取締り並びに交通事件捜査に関すること。	警視
---------	----------------------------	----

第二十八条第四項の表公安課の部外事・国際テロリズム対策官の項に次のように加える。

外事戦略官	外事警察の企画及び指導に関すること。	警部
-------	--------------------	----

第二十八条第四項の表警備課の部警備対策官の項の次に次のように加える。

警備調査官	警備方針等の策定及びその実施に関すること。	警部
-------	-----------------------	----

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。